Ｂ　①有限会社富士ツーリスト　②第３種旅行業　③山梨県知事登録旅行業第３－187号　④有限会社富士ツーリスト　山梨県甲府市貢川二丁目２番11号　代表取締役　沢登一男　⑤本社営業所　山梨県甲府市貢川二丁目２番11号　⑥平成６年２月18日　⑧平成27年12月31日　⑩300万円　⑪山梨県知事　⑫山梨県甲府市貢川二丁目２番11号　有限会社富士ツーリスト　代表取締役　沢登一男

Ｃ　①ささき観光トラベル　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－416号　④立枝英美　広島市佐伯区湯来町大字伏谷125番地の１　⑤本社営業所　広島市佐伯区湯来町大字伏谷下小伏原303番地の１　⑥平成26年９月２日　⑨平成27年12月１日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県広島市佐伯区湯来町大字伏谷125番地の１　立枝英美

Ｃ　①ＪＡＰＡＮ　ＨＯＰＥ株式会社　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－793号　④ＪＡＰＡＮ　ＨＯＰＥ株式会社　福岡県福岡市博多区東光二丁目５番14号第５平野ビル　代表取締役　刈盾　⑤本社営業所　福岡県福岡市博多区東光二丁目５番14号第５平野ビル　⑥平成26年９月５日　⑨平成27年12月３日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市博多区東光二丁目５番14号第５平野ビル　ＪＡＰＡＮ　ＨＯＰＥ株式会社　代表取締役　刈盾

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年２月 12 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社コスモトラベルサービス　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－1437号　④株式会社コスモトラベルサービス　吹田市垂水町三丁目24番１号シンプレス江坂　代表取締役　山本好三　⑤本社営業所　吹田市垂水町三丁目24番１号シンプレス江坂　⑥平成２年５月23日　⑦平成28年１月８日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①オーケートラベル　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－464号　④落合隆男　宇都宮市中一の沢町５番44号　⑤本社営業所　宇都宮市中一の沢町５番44号　⑥平成５年10月８日　⑦平成28年１月８日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①はと観光株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1050号　④はと観光株式会社　愛媛県松山市竹原三丁目640番地１　代表取締役　石井健夫　⑤本社営業所　愛媛県松山市竹原三丁目640番地１　⑥平成３年７月11日　⑦平成28年１月13日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①東京新聞企画株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第228号　④東京新聞企画株式会社　東京都千代田区内幸町二丁目１番４号日比谷中日ビル内　代表取締役　吉川克也　⑤本社営業所　東京都千代田区内幸町二丁目１番４号　⑥昭和48年７月23日　⑦平成28年１月19日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①株式会社ウィズマップ　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－1008号　④株式会社ウィズマップ　横浜市保土ヶ谷区天王町一丁目６番地５ＴＫビル301　代表取締役　石井均　⑤本社営業所　横浜市保土ヶ谷区天王町一丁目６番地５ＴＫビル301　⑥平成25年２月４日　⑦平成27年12月９日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①安藤こず枝（旅ねこ屋）　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1344号　④安藤こず枝　愛知県豊田市羽布町岩田53番地　⑤羽布営業所　愛知県豊田市羽布町岩田53番地　⑥平成25年３月18日　⑦平成28年１月14日　⑧60万円　⑨300万円

以上４件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年２月 12 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ジョーンズラングラサールファシリティーズ株式会社　②国土交通大臣(1)8376　③代表取締役　田島義資　④廃止した主たる事務所　東京都千代田区三番町５番地７　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市中央区大手前１－７－31　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区永田町二丁目13番10号　ジョーンズラングラサール株式会社　代表取締役　河西利信